

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

東温市産業活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛媛県東温市

3 地域再生計画の区域

愛媛県東温市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

本市は、愛媛県のほぼ中央部、松山平野の東部に位置し、県都松山市に隣接する都市近郊型の田園都市で、水と緑の豊かな自然に恵まれ、古くから交通の要衝として開け、現在では、基幹的な総合病院などの立地をはじめ、高速道路インターチェンジや大型店舗、観光施設の進出など、地域を超えた交流の拠点ともなっている。

産業の特色は、豊かな自然環境を生かし、水稻作や麦作、野菜栽培などの農業が盛んで、特に愛媛県の食文化に欠かせない麦味噌の材料となる裸麦の県内主要産地になっており、製造業では、大規模工場も立地するほか、特色のある中小零細企業が数多くあり、また、志津川地区にある愛媛大学医学部との連携による、医療・健康関連産業の活性化も期待される場所である。

平成 18 年から令和 4 年の住民基本台帳人口を見ると、本市の人口は、平成 21 年まで増加傾向で推移していたが、それ以降緩やかな減少傾向で推移している。また、高齢化率は、平成 18 年の 22.1%から令和 4 年には 31.7%へ増加しており、高齢化が進んでいる。

令和 7 年度に策定した第 3 次東温市総合計画基本構想では、今後の人口減少により、令和 2 年（2020 年）では 33,903 人であった人口が、令和 22 年（2040 年）には 29,156 人まで減少すると推計されているが、東温市人口ビジョンに基づく

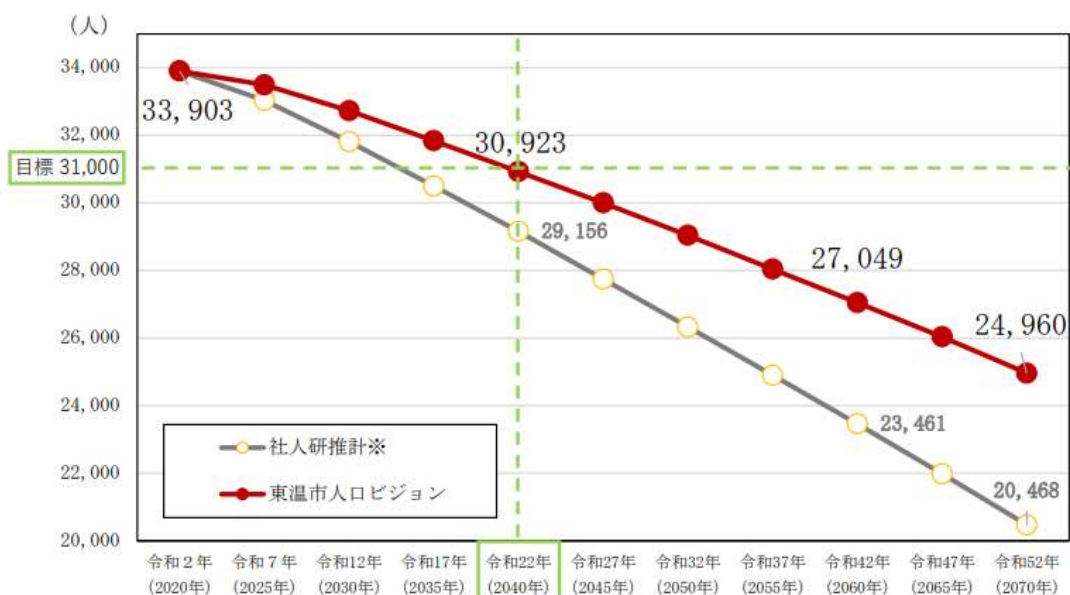
目標値として 31,000 人が掲げられている。

この目標を達成するため、総合計画の政策方針において「にぎわいと活力を育むまちづくり」を掲げ、地域に活力と希望をもたらすまちを目指し、地域資源を活かして新たな魅力を創出し、地域経済の活性化に結びつける挑戦が求められている。

《目標人口》

東温市における人口の現状を分析するとともに、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき人口展望を示した「東温市人口ビジョン」に基づき、次のとおり目標人口を設定します。

令和 22 年（2040 年）の目標人口 31,000 人



※社人研推計：2050 年までは国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」の数値、それ以降はこれに準じて算出した数値

<人口ビジョンの推計条件>

- 合計特殊出生率 1.50 を達成し、以降継続すると想定
- 社会増減 20～30 歳代の男女が毎年 3% ずつ増加すると想定

(出展：第 3 次東温市総合計画基本構想)

4-2 地域の課題

現在、市内の事業所が抱える経営上の問題点として、同業他社との競争激化、需要の停滞、仕入単価の上昇、従業員の不足、設備の老朽化などがあり、今後の高齢化による後継者不足も懸念されることから、この現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況となっている。

このような中、独自の取組として、創業支援事業計画の策定や、市内事業者に対して資金調達・融資、利子補給など各種施策等を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上や環境整備により、経営上の問題点に対応した事業基盤を構築するとともに、人材を確保し、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

また、人口流出に歯止めをかけるため、本市で働きたいと思える魅力のある企業の誘致により、働く場所を戦略的に確保する取り組みが必要である。

4-3 目標

【概要】

4-2に記載した課題に対応するために、第3次東温市総合計画及び総合戦略に基づき、市内における民間事業者の企業誘致を目的とした支援を行うとともに、“地の利”に恵まれた、暮らしやすいまちという基盤を活かして、若者や女性に魅力のある企業誘致を推進することにより、本市内での事業活動の活性化及び雇用機会の創出を図る。

地元企業の成長と企業誘致の相乗効果により、市内経済の活性化を図るとともに、雇用機会を創出することで、本市の魅力を向上し、生産年齢人口の転入超過（社会増）によって人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

【数値目標】

事業の名称	東温市産業活性化事業		基準年月
	企業立地件数	新規雇用者数	
KPI			
申請時	0件	0人	2026年1月
2026年度	2件	20人	2027年3月

2027年度	2件	20人	2028年3月
2028年度	2件	20人	2029年3月
2029年度	2件	20人	2030年3月
2030年度	2件	20人	2031年3月
2031年度	2件	20人	2032年3月
2032年度	2件	20人	2033年3月
2033年度	2件	20人	2034年3月
2034年度	2件	20人	2035年3月
2035年度	2件	20人	2036年3月
計	20件	200人	

※ 企業立地支援制度の利用に際し、申請者が提出する企業立地計画から、企業件数及び新規雇用者数を確認する。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本市の雇用の場を創出し、経済活性化を図るため、企業立地の促進を核とした、以下の事業に取り組む。

(1) 戦略的な企業誘致活動の展開

トップセールスや専門員の配置による全庁的な企業誘致体制により、関係部局が連携して一体的な誘致活動を行う。

また、東温市企業立地促進条例に基づき、課税免除及び不均一課税、奨励金の交付の実施と合わせて、工業団地等の環境整備を促進する。

(2) 人材確保のための取組

本市が包括連携協定を締結する愛媛大学での人材育成や、本市に立地する県立東温高等学校と連携した人材確保に注力する。

また、移住やUターン希望者にWEBサイトやシンポジウムを通じた情報提供を行う。

(3) ビジネスマッチングの支援

県内中小企業等の経営革新や研究開発の推進を支援する（公財）えひめ産業振興財団、愛媛大学地域協働センター中予等と連携し、誘致企業と市内企業とのビジネスマッチングを支援する。

(4) 地域再生支援利子補給金

地域再生法の措置である地域再生支援利子補給金を活用し、既存の主要分野である製造業（機械器具製造業など）、運輸業、小売業などに加え、新たな分野の研究開発施設、医療、福祉、情報通信業などの誘致企業の立地及び誘致企業が行う地域資源や独自の技術、研究開発の成果等を活かした新製品の開発等を資金面から支援する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

- 地域再生支援利子補給金（内閣府）：【A2004】

(2) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

地域資源や独自の技術、研究開発の成果等を活かした新製品の開発・事業化など新規事業や事業基盤の強化拡張等を行う事業者に対して、内閣総理大臣の指定を受けた金融機関が必要な資金を貸し付ける事業とする。

なお、地域再生支援利子補給金の支給対象となる貸付は、本計画の趣旨と合致する事業のうち、以下の(3)に該当すると認められる事業に係る貸付とする。

(3) 地方創生支援利子補給金交付要綱【別表1】で規定する事業の種別等

①企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

②企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事

業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

③地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業

④地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業

（４）地域再生支援利子補給金の受給が見込まれる金融機関

地域再生法施行規則第5条に規定する金融機関に該当するもののうち、次の金融機関

- ・株式会社伊予銀行
- ・株式会社愛媛銀行
- ・愛媛信用金庫
- ・株式会社日本政策投資銀行
- ・株式会社三菱UFJ銀行
- ・株式会社三井住友銀行

（５）地域再生支援利子補給金の支給を受けて実施される地域再生に資する事業の経済的社会的効果等

地域再生支援利子補給金の活用事業数を10件と想定し、以下の経済的社会的効果等の発生を見込むものである。

- 利子補給対象事業の実施に伴う新規雇用者数 年間10人
 - ※ 2024年度立地企業実績年間新規雇用創出効果：10人（年間10人×1件）
- 利子補給対象事業により新たに立地される企業件数 年間1件
 - ※ 2024年度立地企業実績利子補給金給付対象事業所数：1件

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 戦略的な企業誘致活動事業

① 事業内容：

・市の企業誘致体制整備

企業誘致の推進と立地企業の振興を図るため、市長のトップセールスや専門人材を活用した積極的な企業誘致活動を行うとともに、立地後も細やかな訪問活動を行うなどフォローアップに取り組む。

・立地企業のための支援制度の活用

「東温市企業立地促進条例」に基づき、税の特例措置や奨励金制度を活用した企業誘致に取り組む。

・立地促進のための環境整備

南方産業団地の整備等、立地可能な土地の確保に取り組む。



(出展：南方産業団地事業説明資料)

・立地後のフォロー体制の構築

市長及び関係職員の訪問による誘致企業のフォローアップを実施する。

② 事業実施主体

愛媛県東温市

③ 事業期間

2026年度から2036年3月31日まで（終期末定）

(2) 人材確保事業

① 事業内容：

・愛媛大学における人材育成

本市と包括連携協定を締結する愛媛大学において、デジタル人材をはじめとする人材育成プログラムやリスキリング教育による実践的人材の育成を図る。

・愛媛労働局と連携した人材確保

ハローワークに対して、企業の進出情報や求人情報を速やかに提供することで、人材確保の促進を図る。

・市内学校と連携した人材確保

市内に立地する県立東温高等学校や市立小中学校と連携し、シビックプライドの確立やキャリア教育による市内企業への定着を図る。

② 事業主体

愛媛県東温市

③ 事業期間

2026年度から2036年3月31日まで（終期末定）

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2036年（令和18年）3月31日まで

（地域再生支援利子補給金の支給期間（5年間）を含めた期間であり、利子補給対象融資の実行期間は、地域再生計画の認定の日から2031年（令和13年）4月1日までとする。）

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4-3に掲げる数値目標の達成状況を確認するため、立地企業の事業計画等により本市が各計画年度の翌年度10月頃に各指標の集計を行うとともに、東温市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議にて検証を行い、その達成状況を評価し、改善すべき事項の検討を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4－3に掲げる目標について、7－1に掲げる評価の手法により行う。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

本計画の数値目標は東温市総合計画の成果指標と連動しており、達成状況については、東温市総合計画の成果指標の公表時期に合わせて本市ホームページで公表する。